

江戸川区立西葛西中学校PTA会則

第一章 名称

第1条 本会は、江戸川区立西葛西中学校PTAと称し、本部を同校内に置く。

第二章 目的

第2条 本会は、生徒のために学校と家庭が一体となって、西葛西中の教育の方針に基づいて教育の向上と発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三章 事業

第3条 本会は、前条の目的達成のため下記の事業を行う。

- 1 生徒の福祉の増進と健全育成の施策を推進する事業。
- 2 教育環境の整備に関する事業。
- 3 会員相互の親睦と教養を高めるための事業。
- 4 前項のほか、本会の目的達成に必要と思われる事業。

第四章 会員

第4条 本会の会員は、下記の二種とする。

- 1 正会員…生徒の保護者および本校在職中の教職員。
- 2 賛助会員…特に教育に関心を持ち、本会の趣旨に賛成し、その事業を援助する有志。

第五章 会計

第5条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

第6条 本会の会費は、年額2,700円とする。

第7条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第六章 役員及び任務

第8条 本会の役員は、次の通りとする。

会長1名(P)、副会長若干名(P若干、T1)、会計3名(P2、T1)、書記若干名(P2、T1)、
また、本会には、顧問を置くことができる。(会長経験者)

第9条 役員の任期は1年とし、重任を妨げない。

欠員補充の場合は、前任者の残任期間とし、他の役員を兼ねることはできない。

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の経理一切をつかさどる。
- 4 書記は、本会の庶務的事項をつかさどる。
- 5 顧問は、会長の諮詢に応じる。

第11条 本会に会計監査2名を置く。会計監査は、会員中より選出され、本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第七章 集会及び構成

第12条 本会の集会は、次の通りとする。

- 1 総会は、各年度において1回以上、会長の招集により開催される。
また、会員過半数の要求があった時は開催することができる。総会は、本会の最高議決機関であって、事業及び予算などの重要事項を審議決定する。
議決は、出席者の過半数をもって行う。
但し、役員人事に関する事項については年度末に開催し、審議決定する。

- 2 実行委員会は、役員及び学年正・副委員長、各専門正・副委員長並びに顧問教職員をもって構成し、会長がこれを招集する。緊急の場合は総会に次ぐ議決機関とする。
- 3 役員会は、会長、副会長、会計、書記をもって構成し、会長がこれを招集し、その諮問に応ずる。但し、必要に応じて各委員長の出席を求めることができる。
- 4 選考委員会は、実行委員会若干名、各学年委員会3名、各専門委員会代表2名、教職員2名をもって構成し、役員及び会計監査を選考し、総会において承認を求める。
- 5 学年委員会は、1学年委員会、2学年委員会、3学年委員会とする。
 - ・委員長1名、副委員長1名(各学年より選出)
 - ・委員…各学年20名程度、教職員若干名(顧問)
会員相互の向上、親睦をめざし、学年経営方針に従い、学年PTA活動の推進をする。
- 6 専門委員会は、つぎの通り構成され、任務を遂行する。
 - ① 校外委員会
 - ・委員長1名、副委員長2名(各学年より正又は副委員長を1名)
 - ・委員…各学年7名程度、教職員若干名(顧問)
生徒の校外における安全について、学校と地域との連携の中核となり、生徒の安全を、図る。
 - ② 広報委員会
 - ・委員長1名、副委員長1名
 - ・委員…各学年7名程度、教職員若干名(顧問)
PTA活動の実態を会員に報せ、啓蒙のために広報その他の発行にあたる。

※ 選考委員会は、各委員会より1名選出する。

・委員長1名、副委員長1名

次年度PTA本部役員選出の活動をする。

第13条 本会は、必要に応じて、他の委員会・サポート(各委員の活動支援)を置くことができる。

付 則

- ① 本会則は、総会の議決で改廃することができる。
- ② 会員の表彰及び慶弔については別に定める。
- ③ 本会則は、昭和55年7月17日より実施する。
- ④ 会則は、平成9年4月19日に一部改訂する。
- ⑤ 会則は、平成12年4月21日に一部改訂する。
- ⑥ 会則は、平成14年3月2日に一部改訂する。
- ⑦ 個人情報の取扱いについては別に定める。
- ⑧ (平成30年3月10日に付則第7号を追加。)
- ⑨ 会則は、令和3年5月15日に一部改訂する。
- ⑩ 会則は、令和4年3月13日に一部改訂する。
- ⑪ 会則は、令和5年3月17日に一部改訂する。
- ⑫ 会則は、令和6年3月15日に一部改訂する。